

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和 5 年度高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価委員会
開催日時	令和 5 年 8 月 1 8 日(金) 午後 2 時～午後 3 時
開催場所	高松市役所 1 1 階 1 1 4 会議室
議 題	(1)高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金 評価 (2)その他
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
上記理由	高松市情報公開条例第 7 条第 1 号、第 4 号
出席委員	非公開
事務局	松本課長、山下補佐、岡本係長、伊藤
傍 聴 者	非公開会議のためなし
担当課及び 連絡先	産業振興課 創造産業係 8 3 9 - 2 4 1 1

審議経過及び審議結果

1 開会

(事務局から開会挨拶)

2 会議の成立について

【事務局】

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価委員会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数を満たしているため、会議は成立していることを報告する。

3 会議の公開・非公開について

【事務局】

会議の公開について、附属機関等の会議については、原則公開としているが、高松市情報公開条例第 7 条に該当する場合は、本評価委員会において、非公開とする必要がある。

該当する内容としては、高松市情報公開条例第 7 条第 2 号、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記述されており、また、第 4 号、当該会議を公開することにより、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものである。

審議経過及び審議結果

当該判断は、本評価委員会が決定することになっている。会議の公開・非公開の判断をお諮りさせていただくものである。

本評価委員会につきましては、非公開としてよろしいか。

【評価員】
(異議なし)

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 議題 1 高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価について
(各申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答)

7 閉会